

改正道交法

令和2年6月30日

施行

厳罰です!

あおり運転

妨害
運転

いわゆる「あおり運転」が妨害目的の運転として道路交通法に新たに規定。

他の車両等の通行を妨害する目的で車間距離を詰めるなど一定の違反行為をし、交通の危険を生じさせるおそれのある運転いわゆる「あおり運転」をすると…(道路交通法第117条の2の第11号)妨害運転(交通の危険のおそれ)

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

違反点 **25点**

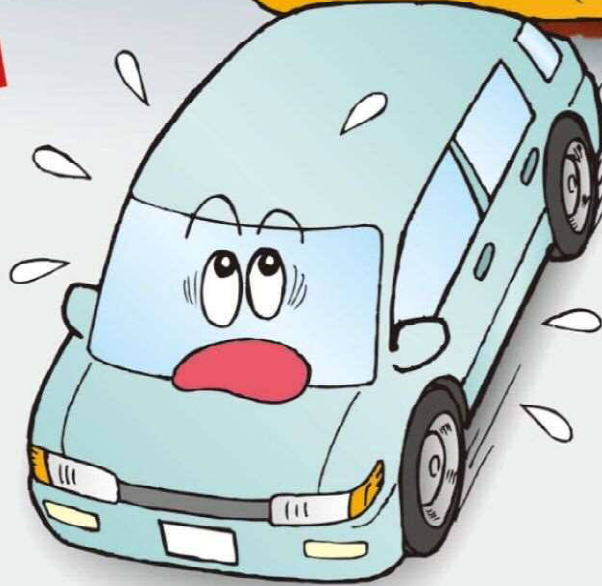
免許取消し!

(欠格期間2年)
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

(妨害運転となる違反行為10類型の詳細は裏面に掲載)



悪質・危険な妨害目的の運転に重い罰則!



いわゆる「あおり運転」をし、高速自動車国道や自動車専用道路で他の自動車を停止させるなど著しい交通の危険を生じさせると…(道路交通法第117条の2第6号)妨害運転(著しい交通の危険)

5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

違反点 **35点**

免許取消し!

(欠格期間3年)
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

※人身事故を起こした場合は免許の効力の仮停止処分の対象に

危険運転致死傷罪に問われるケースとして次の行為が追加

令和2年7月2日施行

※自動車運転死傷行為処罰法でいう「自動車」とは、道路交通法でいう「自動車(自動二輪を含む)および原付」を指します。

- ・重大事故につながる速度で走行している車の通行を妨害する目的で、前に割り込むなどして停止したり接近する行為
- ・高速自動車国道や自動車専用道路で、通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前で停止したり接近したりし、その自動車を停止・徐行させる行為をして人身事故を起こした場合、自動車運転死傷行為処罰法の「危険運転致死傷罪」に問われます。(人を死亡させた場合:1年以上の有期懲役(最高20年) / 人を負傷させた場合:15年以下の懲役)

埼玉県

対向車線からの接近や逆走

法第17条(通行区分)第4項違反



不要な急ブレーキ

法第24条
(急ブレーキの禁止)違反



車間距離を詰めて異常接近

法第26条(車間距離の保持)違反



急な進路変更

法第26条の2(進路の変更の禁止)第2項違反



左からの追い越しや無理な追い越し

法第28条(追越しの方法)第1項または第4項違反



ハイビームの執拗な継続

法第52条(車両等の灯火)第2項違反



不必要なクラクションの反復

法第54条(警音器の使用等)第2項違反



幅寄せや急な加減速

法第70条
(安全運転の義務)違反



高速自動車国道の本線車道での低速走行

法第75条の4(最低速度)違反



高速自動車国道や自動車専用道路での駐停車

法第75条の8(停車及び駐車)の禁止)第1項違反



これが「あおり運転」だ！
あおり運転
(妨害運転)だ！

「あおり運転」に遭遇したら、回避！ 避難！ 通報を！

- 挑発に乗ることなく、できるだけ道路の左端に寄るなどして相手を先に行かせましょう。
- 高速道路上であおられた場合は、サービスエリア(SA)やパーキングエリア(PA)に入り、車を止めましょう。
- 110番通報をして、車内で警察の到着を待ちましょう。
※ドアをロックし、車外に出ないようにしましょう。



あおられ防止や、事故・トラブルの際に証拠を残すため、ドライブレコーダーを設置して備えるのも効果的です。